

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【安定型】 (令和 6 年 5 月度)

対象期間：令和 6 年 5 月 1 日 ~ 令和 6 年 5 月 31 日

1-1_維持管理記録簿 (安定型)

1 残余容量 (年度末時点) 【規十二条の七の二 七ハ、規十二条の七の五 六ハ】

測量年月日 (ドローンによる測量実施)	令和 6 年 4 月 10 日
残余容量	272,579 m ³

2 展開検査の実施状況【規十二条の七の二 七ニ、規十二条の七の五 六ニ】

実施回数	回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	5/1 ガラス陶磁器くずにチップ入りサイディング混入のため持ち帰り 5/23 塗膜 (汚泥) の持ち込みだったため持ち帰り 5/24 ガラス陶磁器くずに空きビン混入のため持ち帰り 5/24 ガラス陶磁器くずに加紙付着のため持ち帰り 5/24 ガラス陶磁器くずに石膏ボード加紙混入のため持ち帰り 5/31 ガラス陶磁器くずに便器混入のため持ち帰り

3 浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置 (月1回)

【規十二条の七の二 七ホ及びハ、規十二条の七の五 六ホ及びハ】

採取場所	第1工区 (埋立終了) 浸透水集水ピット
採取年月日	令和 6 年 5 月 2 日
検査結果が得られた日	令和 6 年 5 月 24 日
BOD ^{※1}	3.6 mg/l 基準値 20 mg/l以下
異状の有無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	平成 年 月 日
採取場所	第2工区 (埋立作業中) 浸透水集水ピット
採取年月日	令和 6 年 5 月 2 日
検査結果が得られた日	令和 6 年 5 月 24 日
BOD ^{※1}	1.0 mg/l 基準値 20 mg/l以下
異状の有無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	平成 年 月 日

*第1工区 埋立容量 267,238m³ 埋立開始 平成8年1月 埋立終了 平成22年3月

*第2工区 埋立容量 474,118m³ 埋立開始 平成22年3月、現在 4層目埋立作業中

※1 BOD, CODいずれかを記載すること。 ※2 異状が認められた場合のみ記入すること。

4 水質検査の実施状況と措置 (年1回)【規十二条の七の二 七ニ及びハ、規十二条の七の五 六ニ及びハ】

熊本市産業廃棄物処理指導要綱 平成7年12月版第17条別表第3水質検査の項目回数及び方法 (年2回、5月、11月実施)

採取場所	地下水		浸透水	
	No1(上流)	No3(下流)	1工区 (旧処理場)	2工区 (新処理場)
採取年月日	令和6年6月20日	令和6年5月31日	令和6年5月31日	令和6年5月31日
検査結果が得られた日	令和6年7月27日	令和6年7月6日	令和6年7月6日	令和6年7月6日
検査項目	35項目	35項目	37項目	37項目
検査結果	別紙の通り	別紙の通り	別紙の通り	別紙の通り
異状の有無	無	無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}				

5 施設の点検 (定期的)【規十二条の七の二 七ロ、規十二条の七の五 六ロ】 月1回巡回点検

点検年月日	土えん堤、集排水施設、沈砂池、調整池 フェンス、看板等		
	土えん堤	集排水、沈砂池、調整池	フェンス、看板、その他
令和 6 年 5 月 11 日	令和 6 年 5 月 11 日	平成 6 年 5 月 日	
異状の有無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

特記事項

- ① 埋立区域 新処理場 (2工区) 4層目
- ② 稼働日数 24日/月
- ③ 5月2日 浸透水2カ所 月例検査 三計テクノス実施 分析結果 記載の通り
- ④ 5月31日 浸透水2カ所 地下水 3検体 (都合により1箇所6月に延期) 年次検査1回目 三計テクノス実施 すべての地点で基準値以下でした

浸透水 水質検査結果 【 安 定 型 】

No 1

熊本市産業廃棄物施設指導要綱に基づく検査 1回目 令和6年 5月 31日採水

1-2_水質検査結果(安定型)

水質の成分		浸透水	
		第1工区(旧処理場) R6年.5.31 採水	第2工区(新処理場) 令和6年.5.31 採水
基準値(1㍗あたり)		検出されない	
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されない
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.0005 mg以下	0.0001 未満
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg以下	0.0003 未満
4	鉛及びその化合物	0.01 mg以下	0.001 未満
5	六価クロム化合物	0.05 mg以下	0.002 未満
6	砒素及びその化合物	0.01 mg以下	0.001 未満
7	シアン化合物	1 mg以下	0.05 未満
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg以下	0.0005 未満
9	トリクロロエチレン	0.03 mg以下	0.001 未満
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg以下	0.001 未満
11	ジクロロメタン	0.02 mg以下	0.002 未満
12	四塩化炭素	0.002 mg以下	0.0002 未満
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg以下	0.0004 未満
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg以下	0.002 未満
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg以下	0.004 未満
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg以下	0.002 未満
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg以下	0.006 未満
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg以下	0.0002 未満
19	チウラム	0.006 mg以下	0.006 未満
20	シマジン	0.003 mg以下	0.003 未満
21	チオベンカルブ	0.02 mg以下	0.002 未満
22	ベンゼン	0.01 mg以下	0.001 未満
23	セレン及びその化合物	0.01 mg以下	0.001 未満

No2

基準値(1㍗あたり)		第1工区(旧処理場) R6年.5.31 採水	第2工区(新処理場) 令和6年.5.31 採水
24	フェノール類含有量	5 mg以下	0.005 未満
25	有機リン化合物	1 mg以下	0.03 未満
26	PH	5.8~8.6	7.6
27	BOD	20 mg以下	2
28	COD	40 mg以下	13
29	ノルマルヘキササン抽出物含有量 鉱油類	5 mg以下	0.5 未満
30	ノルマルヘキササン抽出物含有量 動植物油類	30 mg以下	0.5 未満
31	溶解性鉄含有量	10 mg以下	0.03 未満
32	溶解性マンガン	10 mg以下	0.25
33	塩素イオン	200 mg以下	59
34	SS	60 mg以下	2 未満
35	1,4-ジオキサン	0.05 mg以下	0.005 未満
36	クロロエチレン	0.002 mg以下	0.0002 未満

- 1 変更事項 熊本市 減推発第000073号 平成25年5月13日 お知らせ
平成25年1月、2月公布 平成25年6月1日施行 廃掃方施行規則一部改正より
 - ① 浸透水 検査項目追加 1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー
 - ② 1,1-ジクロロエチレン 基準値変更 0.1mg/L 以下
 - ③ シス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレン(シス体 トランス体の和)に変更
- 2 変更事項 廃棄物最終処分場に係わる周辺地下水及び安定型最終処分場に係わる浸透水の基準改正
平成28年3月15日 施行
 - ① 産業廃棄物最終処分場に係わる周辺地下水及び安定型最終処分場に係わる浸透水
カドミウム 基準値 0.003mg/リットル に変更
- 3 変更事項 平成28年環境省告示第31号「地下水の水質汚濁に係わる環境基準について」の一部の改正
平成29年4月1日 から施行
塩化ビニルモノマーの名称変更 「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」

(別紙) 【法第十五条の二の三、法第十五条の二の四】

令和6年7月6日

水 質 検 査 結 果 【 安 定 型 】

熊本市産業廃棄物施設指導要綱に基づく 令和6年度 1回目 採水 令和6年5月31日

1-2_水質検査結果(安定型)

水質の区分	基準値 (1㍓あたり)	地下水	
		No1 (上流) 令和6年5月31日 採水	No3 (下流) 令和6年5月31日 採水
1 アルキル水銀	検出されないこと	検出されない	検出されない
2 総水銀	0.0005 mg以下	0.0001 未満	0.0001 未満
3 カドミウム	0.003 mg以下	0.0003 未満	0.0003 未満
4 鉛	0.01 mg以下	0.001 未満	0.001 未満
5 六価クロム	0.05 mg以下	0.002 未満	0.002 未満
6 砒素	0.01 mg以下	0.001 未満	0.001 未満
7 全シアン	検出されないこと	0.05 未満	0.05 未満
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満
9 トリクロロエチレン	0.03 mg以下	0.001 未満	0.001 未満
10 テトラクロロエチレン	0.01 mg以下	0.001 未満	0.001 未満
11 ジクロロメタン	0.02 mg以下	0.002 未満	0.002 未満
12 四塩化炭素	0.002 mg以下	0.0002 未満	0.0002 未満
13 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg以下	0.0004 未満	0.0004 未満
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg以下	0.002 未満	0.002 未満
15 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg以下	0.004 未満	0.004 未満
16 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg以下	0.002 未満	0.002 未満
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg以下	0.0006 未満	0.0006 未満
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg以下	0.0002 未満	0.0002 未満
19 チウラム	0.006 mg以下	0.0006 未満	0.0006 未満
20 シマジン	0.003 mg以下	0.0003 未満	0.0003 未満
21 チオベンカルブ	0.02 mg以下	0.002 未満	0.002 未満
22 ベンゼン	0.01 mg以下	0.001 未満	0.001 未満
23 セレン	0.01 mg以下	0.001 未満	0.001 未満

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 最終処分部会作成 (2011年5月)

別紙 熊本市産業廃棄物施設指導要綱 第17条 別表第3

令和6年7月6日

	基準値 (1㍓あたり)	地下水No1(上流) 令和5年5月31日 採水	地下水No3(下流) 令和5年5月31日 採水
24 フェノール類含有量	5 mg以下	0.005 未満	0.005 未満
25 有機リン化合物	1 mg以下	0.01 未満	0.01 未満
26 PH	5.8~8.6	6.7	6.6
27 硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg以下	5.5	5.6
28 ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類)	5 mg以下	0.5 未満	0.5 未満
29 ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類)	30 mg以下	0.5 未満	0.5 未満
30 溶解性鉄含有量	10 mg以下	0.03 未満	0.03 未満
31 溶解性マンガ	10 mg以下	0.005 未満	0.005 未満
32 塩素イオン	200 mg以下	17	14
33 クロロエチレン	0.002 mg以下	0.0002 未満	0.0002 未満
34 1,4-ジオキサン	0.05 mg以下	0.005 未満	0.005 未満

- 1 変更事項 熊本市 減推発第000073号 平成25年5月13日 お知らせ
平成25年1月、2月公布 平成25年6月1日施行 廃掃方施行規則一部改正より
- ① 浸透水 検査項目追加 1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー
- ② 1,1-ジクロロエチレン 基準値変更 0.1 mg/L 以下
- ③ シス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレン (シス体 トランス体の和) に変更
- 2 変更事項 廃棄物最終処分場に係わる周辺地下水及び安定型最終処分場に係わる浸透水の基準改正
平成28年3月15日 施行
- ① 産業廃棄物最終処分場に係わる周辺地下水及び安定型最終処分場に係わる浸透水
カドミウム 基準値 0.003 mg/リットル に変更
- 変更事項 平成28年環境省告示第31号「地下水の水質汚濁に係わる環境基準について」の一部の改正
平成29年4月1日 から施行
- ① 塩化ビニルモノマーの名称変更 「クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 最終処分部会作成 (2011年5月)